

第十回国会 農林委員会 議録 第十一号

昭和二十六年二月二十六日(月曜日)

午後二時八分開議

出席委員

委員長 千賀 康治君
理事吉川 久衛君 理事足鹿 覺君

遠藤 三郎君 小笠原八十美君
小淵 光平君 河野 謙三君

中馬 辰精君 橋谷仙次郎君
原田 雪松君 坂口 主税君

八百板 正君 山口 武秀君
出席政府委員

農林政務次官 島村 軍次君
農林事務官 藤田 巖君

委員外の出席者
専門員 難波 理平君
専門員 岩隈 博君
専門員 藤井 信君

に關する請願(吉川久衛君紹介)(第九〇九号)

農業委員会法制定反対に關する請願(吉川久衛君紹介)(第九一〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
小委員の補欠選任

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

農業委員会法案(内閣提出第四三三号) 飼料に關する件

○千賀委員長 これより農林委員会を開会いたします。

本日の議題に入る前に、河野君から飼料の問題について緊急質問の要求がありますから、これを許します。

○河野(雄)委員 去る本委員会におきまして、えさの問題について質問いたしました際に、残された問題がありまして、この機会に政務次官から明快な御答弁をいただきたいと思ひます。

と申しますのは、えさのうちで、政府手持ちのもろこし、豆かすにつきましては、政府の拂下げ方針は、本委員会の意思を尊重して、今後やるといふことは伺つておりますが、残された問題があると申しますのは、ふすまなり、麦ぬかなり、米ぬかの問題であります。これは過日日本委員会でも申し上げましたのは、これらのふすま、麦ぬか、米ぬかの発生いたします所は、いづれも政府の委託工場から発生するものであります。しかもこの委託工場

は、加工品を政府からもらつて營業を営んでゐるものであります。政府が拂う加工賃の計算の基礎になるものは、当時のふすまなり、麦ぬかなり、米ぬかなりの市場価格が基礎になつております。しかるに加工賃を計算しました当時のふすま、麦ぬか、米ぬかの市場価格と、現在の市場価格とは、いづれも二倍になり、三倍になつております。しかも加工賃はその当時のすえ置きである。こういう矛盾に對しまして、本委員会において物価に對し、これは當然政府の指示価格にひとしいものであつて、この指示価格の二倍、三倍に上まわるといふことは、當然暴利になりはしないかといふことについて物価の見解を伺ひましたところ、その通りであるという御答弁をいただいた。要はただ、政府がこの価格を指示して、暴利取締りの対象にするかいかかという、政府の決心一つにかかつておつたわけなんです。そこで政務次官にただちにこの指示価格の措置をと

り、暴利取締りの対象にしたいいただきたいといふことをお願いしたところ、少し考えさせてもらいたいという御答弁であつた。しかしその後十日以上もたつておりますので、これらについて十分御研究も積み、御方針も決定したと思ひますので、もし決定されたならば、この機会にただちにばつきりと御発表をいただきたい。私が聞くとところによりますと、農林省では、大臣初め政務次官が中心になつて、ふすまにつ

いての価格を指示すべきやいなやの御研究の結果、近々指示をするといふふうに御決定になつたと伺つてゐる。これは全国の農民のために、決定が一日も早く急がれることを望むと同時に、決定されます場合には、一日も早く発表していただきたいと思ひますので、お伺ひするわけですが、またこの指示価格をきめると同時に、もう一つの希望は、発生する麦ぬかなり、米ぬかの販売の場合に、実需者団体が六割なり、七割をひもつきにして、それ以外は一

般の市場にも売ることにしていただきたいといふことも希望したのでござい

ますが、これまた政府はそのように方針を進めておられるように聞いておりますが、これもあわせて御答弁いただきたいと思ひます。

○島村政府委員 さきに當農林委員会でお申出のありました飼料対策につきましては、その後研究を進めた結果、二月の十七日付で農林委員長あてに御回答を申し上げております通り、まず第一に食糧庁所管のともろこし二万五千トン、飼料用として畜産局長の指示する実需者に拂ひ下げる、これが第一点であります。第二には、油糧配給公団所有の大豆かす五千トンを、飼料として三月上旬までに限定入札に付する予定であります。第三には、低質の小麦の輸入によるふすまの増産対策は、すでに一部実施中でありまして、食糧対策との調整を理由にいたしまして、至急に増産対策を促進する予定であります。小麦の加工の調整につきま

しては、ふすまの供給不足の打開につ

いても、同様にただちにその措置を講じたいと思ひております。いづれにしても、生産者より実需者に売却するという根本的な原則は、農林省として意見の一致を見ましたので、かねて農林委員会においてお申出の通りに措置いたしましたつもりであります。なお食糧庁所有の五等麦類につきましても、各府県の実情に応じて、飼料用として、当該麦類供出道府県知事の指定するものに拂ひ下げる予定であります。残りました米ぬかの問題につきましても、最近の需給情勢が何と申しますか、非常に価格が上がりつゝなつたために、たび／＼当委員会においても御論議がありましたので、公団所有の三

月分の米ぬか約三万八千トンにつきま

して、飼料用のわくを設定して、本月中に限定入札に付する計画で、目下それぞれ手配中であることを、御了承願ひたいと思ひます。

○河野(雄)委員 私が伺つてゐるのは、農林委員会の決議に對する答弁ではないのです。それは今御説明のよう

な文書をいただいておりますから、わかつております。これは政府が本委員

会の意思を尊重されて、今申されたよ

うな御回答をいただいたことは、非常

に満足しております。そうでなく、ふ

すまなり、麦ぬかなり、米ぬかの価格

が高騰してゐる。これについて政府府

は、加工賃とのにらみ合せにおいて価

格を指示することを決定したというよ

うに、うわさを聞いているのですが、こ

れは、加工品の政府からもらつて營業

を営んでゐるものであります。政府が拂

う加工賃の計算の基礎になるものは、

当時のふすまなり、麦ぬかなり、米ぬ

かなりの市場価格が基礎になつており

ます。しかるに加工賃を計算しました

当時のふすま、麦ぬか、米ぬかの市場

価格と、現在の市場価格とは、いづれ

も二倍になり、三倍になつておりま

す。しかも加工賃はその当時のすえ置

きである。こういう矛盾に對しまして

、本委員会において物価に對し、これ

は當然政府の指示価格にひとしいも

のであつて、この指示価格の二倍、三

倍に上まわるといふことは、當然暴利

になりはしないかといふことについて

物価の見解を伺ひましたところ、その

通りであるという御答弁をいただいた

。要はただ、政府がこの価格を指示

して、暴利取締りの対象にするかいか

かという、政府の決心一つにかかつて

おつたわけなんです。そこで政務次官

にただちにこの指示価格の措置をと

り、暴利取締りの対象にしたいいただき

たいといふことをお願いしたところ、

少し考えさせてもらいたいという御答

弁であつた。しかしその後十日以上も

たつておりますので、これらについて

十分御研究も積み、御方針も決定した

と思ひますので、もし決定されたなら

ば、この機会にただちにばつきりと御

発表をいただきたい。私が聞くとところ

によりますと、農林省では、大臣初め

政務次官が中心になつて、ふすまにつ

いての価格を指示すべきやいなやの御

研究の結果、近々指示をするといふふ

ふうに御決定になつたと伺つてゐる。こ

れは全国の農民のために、決定が一日も

早く急がれることを望むと同時に、決

定されます場合には、一日も早く発表

していただきたいと思ひますので、お

伺ひするわけですが、またこの指示価

格をきめると同時に、もう一つの希望

は、発生する麦ぬかなり、米ぬかの販

売の場合に、実需者団体が六割なり、

七割をひもつきにして、それ以外は一

般の市場にも売ることにしていただき

たいといふことも希望したのでござい

ますが、これまた政府はそのように方

針を進めておられるように聞いており

ますが、これもあわせて御答弁いた

きたいと思ひます。

○島村政府委員 さきに當農林委員会

でお申出のありました飼料対策につ

きましては、その後研究を進めた結果、

二月の十七日付で農林委員長あてに御

回答を申し上げております通り、まず

第一に食糧庁所管のともろこし二万

五千トン、飼料用として畜産局長の

指示する実需者に拂ひ下げる、これが

第一点であります。第二には、油糧配

給公団所有の大豆かす五千トンを、飼

料として三月上旬までに限定入札に付

する予定であります。第三には、低質

の小麦の輸入によるふすまの増産対策

は、すでに一部実施中でありまして、

食糧対策との調整を理由にいたしまし

て、至急に増産対策を促進する予定で

あります。小麦の加工の調整につきま

しては、ふすまの供給不足の打開につ

いても、同様にただちにその措置を講

じたいと思ひております。いづれにい

ても、生産者より実需者に売却す

るという根本的な原則は、農林省とし

て意見の一致を見ましたので、かねて

農林委員会においてお申出の通りに措

置いたしましたつもりであります。なお食

糧庁所有の五等麦類につきましても、

各府県の実情に応じて、飼料用とし

て、当該麦類供出道府県知事の指定す

るものに拂ひ下げる予定であります。

残りました米ぬかの問題につきましても、

最近の需給情勢が何と申しますか、

非常に価格が上がりつゝなつたために、

たび／＼当委員会においても御

論議がありましたので、公団所有の三

月分の米ぬか約三万八千トンにつきま

して、飼料用のわくを設定して、本

月中に限定入札に付する計画で、目下

それぞれ手配中であることを、御了承

願ひたいと思ひます。

○河野(雄)委員 私が伺つてゐるのは、

農林委員会の決議に對する答弁で

はないのです。それは今御説明のよう

な文書をいただいておりますから、わ

かつております。これは政府が本委員

会の意思を尊重されて、今申されたよ

うな御回答をいただいたことは、非常

に満足しております。そうでなく、ふ

すまなり、麦ぬかなり、米ぬかの価格

が高騰してゐる。これについて政府府

は、加工賃とのにらみ合せにおいて価

格を指示することを決定したというよ

うに、うわさを聞いているのですが、こ

れは、加工品の政府からもらつて營業

を営んでゐるものであります。政府が拂

う加工賃の計算の基礎になるものは、

当時のふすまなり、麦ぬかなり、米ぬ

かなりの市場価格が基礎になつており

ます。しかるに加工賃を計算しました

当時のふすま、麦ぬか、米ぬかの市場

価格と、現在の市場価格とは、いづれ

も二倍になり、三倍になつておりま

す。しかも加工賃はその当時のすえ置

きである。こういう矛盾に對しまして

、本委員会において物価に對し、これ

は當然政府の指示価格にひとしいも

のであつて、この指示価格の二倍、三

倍に上まわるといふことは、當然暴利

になりはしないかといふことについて

物価の見解を伺ひましたところ、その

通りであるという御答弁をいただいた

。要はただ、政府がこの価格を指示

して、暴利取締りの対象にするかいか

かという、政府の決心一つにかかつて

おつたわけなんです。そこで政務次官

にただちにこの指示価格の措置をと

り、暴利取締りの対象にしたいいただき

たいといふことをお願いしたところ、

少し考えさせてもらいたいという御答

弁であつた。しかしその後十日以上も

たつておりますので、これらについて

十分御研究も積み、御方針も決定した

と思ひますので、もし決定されたなら

ば、この機会にただちにばつきりと御

発表をいただきたい。私が聞くとところ

によりますと、農林省では、大臣初め

政務次官が中心になつて、ふすまにつ

いての価格を指示すべきやいなやの御

研究の結果、近々指示をするといふふ

ふうに御決定になつたと伺つてゐる。こ

れは全国の農民のために、決定が一日も

早く急がれることを望むと同時に、決

定されます場合には、一日も早く発表

していただきたいと思ひますので、お

伺ひするわけですが、またこの指示価

格をきめると同時に、もう一つの希望

は、発生する麦ぬかなり、米ぬかの販

売の場合に、実需者団体が六割なり、

七割をひもつきにして、それ以外は一

般の市場にも売ることにしていただき

たいといふことも希望したのでござい

ますが、これまた政府はそのように方

針を進めておられるように聞いており

ますが、これもあわせて御答弁いた

きたいと思ひます。

○島村政府委員 さきに當農林委員会

でお申出のありました飼料対策につ

きましては、その後研究を進めた結果、

二月の十七日付で農林委員長あてに御

回答を申し上げております通り、まず

第一に食糧庁所管のともろこし二万

五千トン、飼料用として畜産局長の

指示する実需者に拂ひ下げる、これが

第一点であります。第二には、油糧配

給公団所有の大豆かす五千トンを、飼

料として三月上旬までに限定入札に付

する予定であります。第三には、低質

の小麦の輸入によるふすまの増産対策

は、すでに一部実施中でありまして、

食糧対策との調整を理由にいたしまし

て、至急に増産対策を促進する予定で

あります。小麦の加工の調整につきま

しては、ふすまの供給不足の打開につ

いても、同様にただちにその措置を講

じたいと思ひております。いづれにい

ても、生産者より実需者に売却す

るという根本的な原則は、農林省とし

て意見の一致を見ましたので、かねて

農林委員会においてお申出の通りに措

置いたしましたつもりであります。なお食

糧庁所有の五等麦類につきましても、

各府県の実情に応じて、飼料用とし

て、当該麦類供出道府県知事の指定す

るものに拂ひ下げる予定であります。

残りました米ぬかの問題につきましても、

最近の需給情勢が何と申しますか、

非常に価格が上がりつゝなつたために、

たび／＼当委員会においても御

論議がありましたので、公団所有の三

月分の米ぬか約三万八千トンにつきま

して、飼料用のわくを設定して、本

月中に限定入札に付する計画で、目下

それぞれ手配中であることを、御了承

願ひたいと思ひます。

○河野(雄)委員 私が伺つてゐるのは、

農林委員会の決議に對する答弁で

はないのです。それは今御説明のよう

な文書をいただいておりますから、わ

かつております。これは政府が本委員

会の意思を尊重されて、今申されたよ

うな御回答をいただいたことは、非常

に満足しております。そうでなく、ふ

すまなり、麦ぬかなり、米ぬかの価格

が高騰してゐる。これについて政府府

は、加工賃とのにらみ合せにおいて価

格を指示することを決定したというよ

うに、うわさを聞いているのですが、こ

れは、加工品の政府からもらつて營業

を営んでゐるものであります。政府が拂

う加工賃の計算の基礎になるものは、

当時のふすまなり、麦ぬかなり、米ぬ

かなりの市場価格が基礎になつており

ます。しかるに加工賃を計算しました

当時のふすま、麦ぬか、米ぬかの市場

価格と、現在の市場価格とは、いづれ

も二倍になり、三倍になつておりま

す。しかも加工賃はその当時のすえ置

きである。こういう矛盾に對しまして

、本委員会において物価に對し、これ

は當然政府の指示価格にひとしいも

のであつて、この指示価格の二倍、三

倍に上まわるといふことは、當然暴利

になりはしないかといふことについて

物価の見解を伺ひましたところ、その

通りであるという御答弁をいただいた

。要はただ、政府がこの価格を指示

して、暴利取締りの対象にするかいか

かという、政府の決心一つにかかつて

おつたわけなんです。そこで政務次官

にただちにこの指示価格の措置をと

これはかねてからのわれ／＼の希望でもあり、その真偽のほどはどうかということも伺っているわけですが。

○島村政府委員 指示価格をきめまして、やる予定で進行中であります。

○河野(謙)委員 私たちが少し早耳であつたかもしれないけれども、私はもう少し具体的に聞いています。今市場価格は、ふすまは七百円と予定してありますけれども、加工賃とのにらみ合せにおいて、これを四百四十円に指示価格を決定し、米ぬかを三百九十円に決定し、麦ぬかを二百二十円かに決定をして、近々にこれを指示することに、政府は決定したというように聞いています。これは政府として従来の他の例に比較して、非常に措置が早かつたことを喜んでゐるものであります。そのことは政務次官も十分協議に加つて御存じのほうと思いますが、私の聞いたのは、何分にも非公式の話でありますから、この機会に政務次官からその点を伺うわけです。

○島村政府委員 大体その後、私もそういう方針決定にしましては承知はいたしておりますが、手続の問題が、ただちに最後決定を見まして、それ／＼通牒する運びに行つてゐるかどうかといふことにつきましては、後ほど確かめまして、はつきりお答え申し上げます。と思ひます。

○河野(謙)委員 よくわかりました。方針は決定した、ただ問題は通牒その他の手続が残つてゐる。こういうふうに明快になりましたので、これで私は政務次官の回答に満足いたします。

○小笠原委員 ちよつと関連して伺いますが、今の価格の問題だが、もう農林省の方では、木材なんかの価格の暴騰することを抑える措置までとつておることは御承知の通りだ。ことに農林省で一番大切な食糧問題、すなわちえさの問題、これは乳・肉・卵の食糧に併行する。従つてこの問題を押えるといふことは、考えるひまも何もありません、当然のことなんだ。まだきまつてないの、通知はどうのこうのつてお話はあるが、そういうことでなく、少くとも私一個の考えとすれば、当然なことというくらいのはつきりした御答弁をなさつて、もう十分わかつておることなんだから、こういうことは遅れないように、ひとつ早い機会に具体的な御回答をなして、早く国民に安心を與えてもらなければ、もう飼料問題が大混亂してゐますから、早くそれをひとつ明確にしたい。

○島村政府委員 重ねてのお話でありますから、ただちにその手続の、どこまでどうして、何日にどうして出したといふことを後ほどお答えいたしますから、ちよつとお待ち願ひます。

○千賀委員 農林委員会法を案を議題として審議に入ります。まず本案の趣旨について政府の説明を求めます。島村政府委員。

農林委員会法案
農林委員会法
目次
第一章 総則(第一條―第五條)
第二章 市町村農林委員会(第六

第三條 都道府県農林委員会(第二十三條)
第二十四條(第三十八條)
第四章 會議(第三十九條―第四十六條)
第五章 雜則(第四十七條―第五十四條)
附則
第一章 總則
(この法律の目的)
第一條 この法律は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄與するため、都道府県及び市町村に農民の代表機關として農林委員会を設け、その所掌事務の範圍及び組織を定めることを目的とする。
(定義)
第二條 この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。
第三條 この法律において「自作地」とは、耕作の業務を営む者が所有する農地をいい、「小作地」とは、耕作の業務を営む者が賃借権、使用貸借による権利、永小作権、地上権又は質権に基きその業務の目的に供してゐる農地をいう。

3 前項の規定の適用については、耕作の業務を営む者の同居の親族又はその配偶者が有する同項に掲げる権利及び耕作の業務を営む者の親族又はその配偶者が左に掲げる事由によりその者と同居しなくなつたものが有する同項に掲げる権利は、耕作の業務を営む者が有するものとみなす。
一 疾病

二 就学
三 選挙による公務就任その他の事由で市町村農林委員会が都道府県農林委員会の承認を受けてやむを得ないと認定したもの
4 小作地以外の農地で、その所有者並びにその同居の親族及びその配偶者以外の者が耕作の業務の目的に供してゐるものは、この法律の適用については、小作地とみなす。
(設置)
第三條 市町村(その区域内に農地のない市町村を除く。)に市町村農林委員会を、都道府県に都道府県農林委員会を置く。

2 その区域が著しく大きい市町村、その区域内の農地面積が著しく大きい市町村その他特別の事情のある市町村にあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受け、場合により、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に市町村農林委員会を置くことができる。

3 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受けた場合に限り、当該市町村に市町村農林委員会を置くことができる。

4 都道府県知事は、第二項又は前項の承認をしようとするときは、あらかじめ都道府県農林委員会の意見を聞かなければならない。
5 都道府県知事は、第二項の承認

をしたときは当該市町村の名称並びに各農林委員会の名称及び区域を、第三項の承認をしたときは当該市町村の名称を公告しなければならない。

(経費の負担)
第四條 国は、毎年度予算の範圍内で市町村農林委員会及び都道府県農林委員会に要する経費(市町村農林委員会代表者會議に要する経費を含む。)を負担する。但し、当事者の申出により市町村農林委員会又は都道府県農林委員会が農地等の利用関係について行ふ、旋に要する経費は、市町村又は都道府県の負担とする。

第二章 市町村農林委員会(組織)
第五條 市町村農林委員会は、委員をもつて組織する。
2 委員は、非常勤とする。
(会長)
第六條 市町村農林委員会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選した者をもつて充てる。
3 会長は、会務を總理し、委員会を代表する。
4 会長は、非常勤とする。
5 会長に事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。

6 市町村農林委員会は、その所掌事務を行うにつき会長を不適当と認めるときは、その決議によりこれを解任することができる。
(所掌事務)
第七條 市町村農林委員会は、当該市町村の区域(第三條第二項の規

定区域)に於て、その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受けた場合に限り、当該市町村に市町村農林委員会を置くことができる。

4 都道府県知事は、第二項又は前項の承認をしようとするときは、あらかじめ都道府県農林委員会の意見を聞かなければならない。
5 都道府県知事は、第二項の承認

をしたときは当該市町村の名称並びに各農林委員会の名称及び区域を、第三項の承認をしたときは当該市町村の名称を公告しなければならない。

(経費の負担)
第四條 国は、毎年度予算の範圍内で市町村農林委員会及び都道府県農林委員会に要する経費(市町村農林委員会代表者會議に要する経費を含む。)を負担する。但し、当事者の申出により市町村農林委員会又は都道府県農林委員会が農地等の利用関係について行ふ、旋に要する経費は、市町村又は都道府県の負担とする。

第二章 市町村農林委員会(組織)
第五條 市町村農林委員会は、委員をもつて組織する。
2 委員は、非常勤とする。
(会長)
第六條 市町村農林委員会に会長を置く。
2 会長は、委員が互選した者をもつて充てる。
3 会長は、会務を總理し、委員会を代表する。
4 会長は、非常勤とする。
5 会長に事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。
6 市町村農林委員会は、その所掌事務を行うにつき会長を不適当と認めるときは、その決議によりこれを解任することができる。
(所掌事務)
第七條 市町村農林委員会は、当該市町村の区域(第三條第二項の規

定により置かれた委員会にあつては、その委員会の区域。以下同じ。内の土地、物件又は権利に關し、左に掲げる事項を處理する。

一 自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）その他の法令によりその権限に屬させた自作農の創設及び維持に關する事項

二 農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）、小作調停法（大正十三年法律第十八号）その他の法令によりその権限に屬させた農地、採草地、放牧地又は薪炭林（以下「農地等」という。）の利用關係の調整に關する事項

三 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）その他の法令によりその権限に屬させた農地の交換分合及びこれに附隨する事項

2 市町村農業委員会は、左に掲げる事項を處理することができる。

一 農地等の利用關係についてのあつた旋及び争議の防止に關する事項

二 農地等の交換分合のあつた旋その他の農地事情の改善に關する事項

3 市町村農業委員会は、左に掲げる事項に係る総合計画の樹立及びその実施について、市町村長に建議し、又は市町村長の諮問に應じて答申することができる。

一 農地の開発、改良、保全その他の土地の生産條件の整備及び土地利用の高度化に關する事項

二 農業技術の改良その他農業生産に關する事項

三 農畜産物の加工、販売その他の處理に關する事項

四 その他農業經營の合理化及び農民生活の改善に關する事項（選挙による委員）

第八條 市町村農業委員会の委員は、左の各号の区分の一に屬し被選挙権を有する者について、当該区分に屬し選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、第一号の区分に屬する者にあつては五人、第二号の区分に屬する者にあつては十人とする。

一 耕作の業務を営む者（その所有する小作地の面積が二反歩をこえる者を除く。）で左に掲げるもの

（イ）その耕作の業務を営む小作地の面積が自作地の面積をこえる者

（ロ）二反歩をこえる面積の小作地について耕作の業務を営み、その耕作の業務を営む農地の面積が、北海道にあつては四町歩、都府県にあつては農林大臣が都府県別に定める面積をこえない者

二 耕作の業務を営む者で前号に該当しないもの

2 前項第一号ロに規定する都道府県別の面積は、その平均面積がおおむね一町歩となるように定めなければならない。

3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、農林大臣の承認を受け、当該都道府県の区域を二以上の区域に分けて、その区域ごとに第一項第一号ロの都道府県別の面積に代るべき面積を定めること

ができる。この場合において、その区域別の面積は、その平均面積がおおむね同号ロの当該都道府県別の面積となるように定めなければならない。

4 第一項各号の規定の適用については、耕作の業務を営む者の同居の親族又はその配偶者の所有する農地及び耕作の業務を営む者の親族又はその配偶者で第二條第三項各号に掲げる事由によりその者と同居しなくなつたものの所有する農地は、当該耕作の業務を営む者の所有する農地とみなし、第一項各号の一に該当する者の同居の親族又はその配偶者は、その号に該当する者とみなす。

5 第一項各号の規定の適用については、農地の面積は、土地台帳に登録された面積のある農地にあつては、当該面積（市町村農業委員会が当該面積を著しく不相当と認め、別段の面積を定めたときは、その面積）とし、土地台帳に登録された面積のない農地にあつては、市町村農業委員会が定めた面積とする。

6 選挙権又は被選挙権を有する者の第一項各号の区分は、市町村農業委員会委員選挙人名簿の記載区分による。但し、選挙人名簿に記載されなかつた者で選挙人名簿に登録されるべきもの及び選挙人名簿に確定の期日において年齢二十年に達しなかつたか選挙の期日までに年齢二十年に達したものその他選挙の期日までに被選挙権を有するに至つたものの被選挙権の区分は、

当該選挙人名簿調製の期日によつて定める。

（附屬によらない選挙）

第九條 市町村農業委員会委員選挙人名簿確定の期日において、これに登録された前條第一項各号の区分の一に屬する選挙権者の数がその区分の委員の定数の十五倍以下であるときは、当該選挙人名簿を使用して行ふ市町村農業委員会の委員の一般選挙にあつては、同項に規定する区分のいかんにかかわらず、委員は、被選挙権を有する者について選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、十五人とする。当該一般選挙による委員の任期中に行われる再選挙及び補欠選挙についてまた同様とする。

2 前項の場合には、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿確定後直ちにその旨を告示しなければならない。

（委員の選挙権、被選挙権等）

第十條 市町村の区域内に住所を有する左に掲げる者で年齢二十年以上のものは、当該市町村農業委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する。

一 都府県にあつては一反歩、北海道にあつては三反歩以上の農地につき耕作の業務を営む者

二 前号の者の同居の親族又はその配偶者（その耕作に従事する日数が省令で定める日数に達しない）と市町村農業委員会が認めた者を除く。）

2 前項の年齢は、選挙権については選挙人名簿確定の期日、被選挙権については選挙の期日により算定する。

権については選挙の期日により算定する。

3 選挙管理委員会の委員及び職員、投票管理者、開票管理者並びに選挙長は、在職中その関係区域内における市町村農業委員会の委員の候補者となることができる。

4 裁判官、会計検査院の検査官、警察官、公安委員会の委員及び警察吏員は、在職中市町村農業委員会の委員の候補者となることのできない。

（選挙の管理）

第十一條 市町村農業委員会の委員の選挙に關する事務は、市町村の選挙管理委員会が管理する。

（選挙人名簿）

第十二條 市町村の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、第十條第一項に規定する者の申請に基き、毎年十二月一日現在によりその選挙資格を調査し、第八條第一項各号の区分ごとに市町村農業委員会委員選挙人名簿を調製しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の申請がないとき、又は同項の申請があつた場合において当該申請に錯誤若しくは遺漏があるときは、職権をもつて選挙人名簿を調製し、又は修正することができる。

3 選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、生年月日並びにその所有する小作地、その所有する自作地及びその耕作の業務を営む小作地のそれぞれ面積その他必要な事項を記載しなければならない。

但し、第十條第一項第二号の規定による選挙人については、氏名及び生年月日その他必要な事項の記載で足りる。

4 第八條第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(公職選挙法の準用)

第十三條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八條(特定地域に関する特例)、第十一條(第一項)選挙権及び被選挙権を有しない者、第十七條(投票区)、第十八條(第一項、第三項及び第四項(開票区)、第十九條(第二項(名簿の抄本の使

用)、第二十二條から第二十五條まで(選挙人名簿の縦覧、確定等)、第三十條(選挙人名簿の再調製)、第三十三條(第一項から第四項まで(一般選挙の期日)、第三十四條(その他の選挙の期日)、第六章(第四十條の規定を除く。)(投票、第七章(開票)、第八章(選挙会)、第八十六條(第一項から第三項まで、第七項及び第八項(候補者の立候補の届出等)、第九十條(立候補のための公務員の退職)、第九十一條(公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合)、第

十章(第四十條の規定を除く。)(当選人、第百十條(再選挙)、第百十一條(議員の欠けた場合の通知)、第百十二條(第一項、第五項及び第六項(議員の欠けた場合の繰上補充)、第百十三條(補充選挙)、第百十五條(第一項(合併選挙)、第百十六條(議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙)、第百二十條(選挙運動の期間)、第百三十條(選挙事務所(設置及び届出)、第百三十一條(第三項本文(選挙事務所の数)、第百三十二條から第百三十八條まで(選挙事務所等の

設置の制限、選挙事務関係者等の選挙運動の禁止、戸別訪問、第百六十一條から第百六十三條まで(個人演説会)、第百六十六條(特定の建物及び施設における演説の禁止)、第百七十八條(選挙期日後のあいさつ行為の制限)、第十五章(第二百四條、第二百八條、第二百十條及び第二百十二條の規定を除く。)(争訟)、第十六章(第二百三十五條第二項、第二百三十六條第二項、第二百四十三條第一号から第九号まで、第二百四十四條、第二百四十六條から第二百五

十條まで、第二百五十一條第二項及び第二百五十三條第一項の規定を除く。)(罰則)、第二百七十二條第一項(施行に関する命令並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、教育委員会委員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除き、市町村農業委員会の委員の選挙について準用する。この場合において、次表上欄に掲げる同法の規定のうち同表下欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替へるものとす

第十二條第一項第三号	法律	農業委員会法
第十七條第一項及び第二項	市町村の区域	
第十八條第一項	市又は町村の区域	市町村農業委員会の区域
第十八條第三項	前項	農業委員会法第十二條第一項
第十九條第二項	十一月五日	次年の一月二十日
第二十二條第一項	十二月二十日	次年の三月五日
第二十五條第一項	次年の十二月十九日	次次の三月四日
第二十五條第二項	その定数の三分の二	農業委員会法第八條第一項の選挙にあつてはその定数のそれぞれ二分の一、同法第九條第一項の選挙にあつてはその定数の二分の一
第三十四條第二項但書	その選挙を必要とするに至つた選挙	その選挙を必要とするに至つた選挙又は農業委員会法第十六條の解任の効力
第三十四條第三項	十人	五人
第六十二條第二項(第七十六條において準用する場合を含む。)		

第六十八條第一項第二号	公職の候補者でない者	農業委員会法第八條第一項の選挙にあつては当該区分に属する委員の候補者でない者又は候補者でその属する区分と異なる区分に届出をしたもの、同法第九條第一項の選挙にあつては委員の候補者でない者
第八十七條(重複立候補の禁止)、第八十八條(選挙事務関係者の立候補制限)若しくは第八十九條(公務員の立候補制限)	農業委員会法第十條第三項若しくは第四項若しくは国家公務員法第二百二條第二項	
第八十六條第三項	その選挙における議員又は委員の定数	農業委員会法第八條第一項の選挙にあつては同項各号の区分ごとの委員の定数、同法第九條第一項の選挙にあつては委員の定数
第九十五條第二項第四号(選挙区がないときは議員の定数)	当該選挙区内の議員の定数	
第百條第一項	その選挙における議員若しくは委員の定数	
第九十條	前條	

第九十一條	第八十八條（選挙事務関係者の立候補制限）又は第八十九條（公務員の立候補制限）	農業委員会法第十條第三項若しくは第四項又は国家公務員法第二百二條第二項
第九十五條第一項本文	各選挙	農業委員会法第八條第一項の選挙にあつてはその選挙の各区分、同法第九條第一項の選挙にあつてはその選挙
第一百十條第一項	当該選挙	その選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき又はこれらの事由がその選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項（同点者の場合）の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるとき
第九十七條第二項	当該議員の選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書（法定得票数）の規定による得票者で当選人とならなかつた者があるとき又は当該議員の選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項（同点者の場合）の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるとき	生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき
第一百十二條第一項		
第一百十條第一項第三号	投票は、行わない	投票（農業委員会法第八條第一項の選挙にあつては当該区分の投票）は、行わない
第一百十三條第一項第五号	六分の二	五分の二

第一百十條第二項第二号	地方公共団体の他の選挙	当該市町村農業委員会における他の区分の委員の選挙
第一百十三條第二項第四号	地方公共団体の議会の議長	市町村農業委員会の会長
第一百二十條第三項	議会の議長	
第一百二十五條	その議員の欠員の数が	農業委員会法第八條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつては同項各号の区分ごとにその委員の欠員の数が、同法第九條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつてはその委員の欠員の数が、それぞれ
第一百十五條第一項第三号	同一の地方公共団体	当該市町村農業委員会
第一百十六條	議員又は当選人	農業委員会法第九條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつては同項各号の区分を通じて委員又は当選人、同法第十條の選挙による市町村農業委員会にあつては委員又は当選人が、それぞれ
第一百三十五條	第八十八條（立候補制限を受ける選挙事務関係者）に掲げる者	農業委員会法第十條第三項に掲げる者
第一百六十一條第二項	必要な設備をしなければならぬ	その使用を許可しなければならぬ
第二百四十一條第二号	第二百三十五條	農業委員会法第十三條において準用する第二百三十五條
第二百五十一條第一項	本章に掲げる罪（第二百四十五條（選挙期日後の換抄行為の制限違反）、第二百四十六條（選挙運動に関する収入及び支出の規正違反）第二号から第九号まで、第二百四十八條	農業委員会法第十三條において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十五條の罪を除
第二百五十四條		

《寄附の制限違反》及び第二百四十九條《寄附の勧誘、要求等の制限違反》の罪を除く。《本報に掲げる罪》(第二百四十條《選挙事務所、休憩所等の制限違反》、第二百四十二條《選挙事務所設置の届出違反》、第十六章《農業委員会法》その		第二百五十二條第二項	第二百四十四條《選挙運動に関する各種制限違反、その二》及び第二百四十五條《選挙期日後の挨拶行為の制限違反》の罪を除く。
第二百七十一條第二項		この法律の実施	市町村農業委員会の委員の選挙

(選任による委員)

第十四條 市町村長は、第八條第一項又は第九條第一項の規定により選挙された委員の外、市町村農業委員会の所掌に属する事項について学識経験を有する者を、五人を限り、委員として選任することができる。

2 市町村長は、第八條第一項各号の区分に属する選挙された委員のそれぞれ過半数(第九條第一項の選挙による委員会にあつては、選挙された委員の過半数)が推薦した者についてでなければ、前項の選任をすることができない。

(委員の失職)

第十五條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七條第一項、第三項及び第四項(被選挙権を有しない議員の失職)並びに第二百二十八條(失職の時期)の規定は、市町村農業委員会の委員について準用する。この場合において、同法第二百二十七條第一項中「公職選挙法第十一條又は同法第二百五十二條」とあるのは「農業委員会法第十三條において準用する公職選挙法第十一條第一項又は第二百五十二條」と、第三項中「第二百五十二條」とあるのは「農業委員会法第十七條」とあるのは「農業委員会法

(委員の解任の請求)

第十六條 市町村農業委員会の委員の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その者の属する第八條第一項各号の区分に属し市町村農業委員会の委員の選挙権を有する者の二分の一以上の同意を得て、同項の規定により選挙された市町村農業委員会の委員で当該区分に属するものの全員の解任(第九條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつては、選挙権を有する者の二分の一以上の同意を得て、同條の規定により選挙された市町村農業委員会の委員の全員の解任)を市町村の選挙管理委員会に請求することができ。

2 前項の規定による請求があつたときは、市町村の選挙管理委員会とは、遅滞なくその旨を告示するとともに、都道府県知事、市町村長及び市町村農業委員会の会長にこれを通告しなければならない。

3 前項の告示があつたときは、第一項の請求に係る委員は、当該告示の日その職を失う。

4 第一項の規定による委員の解任の請求は、これらの委員の一般選挙の日から六箇月間は、することができない。但し、当該区分に属する委員の全員(第九條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつては委員の全員)が第十三條において準用する公職選挙法第百條第四項の規定により当選人となつた者であるときは、この限りでない。

5 第一項の二分の一の数は、第十二條第一項の規定により調整された選挙人名簿確定の期日においてこれに登載された者の二分の一とし、市町村の選挙管理委員会において選挙人名簿確定後直ちにこれを告示しなければならない。

6 第一項の規定の適用については、同項の区分は、それぞれ同項に掲げる者の登載された選挙人名簿の区分による。

7 公職選挙法第四十二條第一項本文選挙人名簿の登録と投票の規定は、第一項の同意又は請求について、同法第二百二條第一項及び第三項(選挙の効力に関する異議の申立及び訴願)、第二百三條選挙の効力に関する訴訟、第二百十三條から第二百十六條まで(争訟の処理等)、第二百十九條選挙関係訴訟に対する訴訟法規の適用)並びに第二百二十條(選挙関係訴訟についての通知及び判決書謄本の送付)の規定は、第一項から第三項までの規定による解任の効力について準用する。この場合において、同法第二百二條第一項中「当該選挙の日」とあるのは「農業委員会法第十六條第二項の告示の日」と、第二百二十條第三項中「当該議会の議長」とあるのは「当該市町村農業委員会の会長」と読み替へるものとする。

(委員の任期)

第十七條 選挙による委員の任期は、二年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が市町村農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 選挙による委員は、前條の規定による解任及び第二十一條の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任する

までは、なおその職務を行う。

4 第十四條第一項の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日(選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日)まで在任する。

(委員の辞任)
第十八條 委員は、正当な事由があるときは、市町村農業委員会の同意を得て辞任することができる。

(選任委員の解任)
第十九條 市町村長は、第十四條第一項の規定により選任した委員について会長から解任すべき旨の請求があつたときは、その請求に係る委員を解任しなければならない。

2 会長は、前項の請求をするには、第八條第一項の選挙による委員会にあつては同項各号の区分に属する選挙された委員のそれぞれ過半数の同意、第九條第一項の選挙による委員会にあつては選挙された委員の過半数の同意を得なければならない。

(委員の報酬等)

第二十條 市町村は、市町村農業委員会の委員に対し、報酬を支給し、及び職務を行うために要する

費用を弁償しなければならない。

(解散)

第二十一條 都道府県知事は、市町村農業委員会が第七條第一項第一号又は第二号に掲げる事項を処理するにつき法令の規定に違反してゐるときは、当該市町村農業委員会の解散を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により市町村農業委員会の解散を命ずるには、あらかじめ都道府県農業委員会の意見を聞かなければならない。

(書記)

第二十二條 市町村農業委員会に書記を置く。

2 書記の定数は、條例で定める。

3 書記は、市町村農業委員会が任命する。

4 書記は、会長の指揮を受け、委員会の事務に従事する。

第三章 都道府県農業委員会(組織)

第二十三條 都道府県農業委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長及び委員は、非常勤とする。

(会長)

第二十四條 都道府県農業委員会の会長は、都道府県知事をもって充てる。

2 第六條第三項及び地方自治法第一百五十二條第一項(長の職務の代理)の規定は、都道府県農業委員会について準用する。

3 会長及び前項において準用する地方自治法第一百五十二條第一項の規定により会長の職務を行う者が

共に欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(所掌事務)

第二十五條 都道府県農業委員会は、当該都道府県の区域内の土地、物件又は権利に関し、第七條第一項に掲げる事項を処理する。

2 都道府県農業委員会は、第七條第二項に掲げる事項を処理することができる。

3 都道府県農業委員会は、左に掲げる事項について都道府県知事に建議し、又は都道府県知事の諮問に應じて答申することができる。

一 第七條第三項各号に掲げる事項に係る総合計画の樹立及び実施に関する事項

二 市町村が行う第七條第三項の総合計画の樹立又はその実施についての調整を図るために都道府県知事が行う勧告等に関する事項

三 農業に関する試験研究及び普及事業に関する事項

(選挙による委員)

第二十六條 第八條の規定は、都道府県農業委員会に準用する。この場合において、同條第六項本文中「区分は」とあるのは「区分は、選挙権にあつては都道府県農業委員会委員選挙人名簿の、被選挙権にあつては」と、同項但書「選挙人名簿」とあるのは「市町村農業委員会委員選挙人名簿」と読み替へるものとする。

(委員の選挙権、被選挙権等)

第二十七條 市町村農業委員会の委員(第十四條第一項の規定によ

り選任された委員を除く。)は、当該市町村農業委員会の設置された市町村を包括する都道府県に設置された都道府県農業委員会の委員の選挙権を有する。

2 市町村農業委員会の委員の被選挙権を有する者は、当該市町村農業委員会の設置された市町村を包括する都道府県に設置された都道府県農業委員会の委員の被選挙権を有する。

3 第十條第二項から第四項までの規定は、都道府県農業委員会の委員の選挙について準用する。

(選挙区)

第二十八條 都道府県農業委員会の委員は、各選挙区において選挙する。

2 前項の選挙区及び当該選挙区において選挙すべき第二十六條において準用する第八條第一項各号の区分に属する委員の数は、都道府県知事が都道府県の選挙管理委員会と協議して定め、これを告示する。

3 都道府県農業委員会の委員の選挙における選挙人の所属の選挙区は、選挙人の住所により定める。

(選挙の管理)

第二十九條 都道府県農業委員会の委員の選挙に関する事務は、都道府県選挙管理委員会が管理する。

2 農林大臣及び全国選挙管理委員会、前項の事務について都道府県選挙管理委員会を指揮監督するものとし、その処分が成規に違反し、又は権限を犯すと認めるときは、これを取り消し、又は停止

することができる。

(選挙人名簿)

第三十條 都道府県の選挙管理委員会は、都道府県農業委員会の委員の選挙を行う場合において、都道府県農業委員会委員選挙人名簿を市町村農業委員会の委員の登録されている市町村農業委員会委員選挙人名簿の登録区分(第八條第六項但書に規定する者については、その規定により定まる区分)に従い、各投票区ごとに調製し、その指定した場所において縦覧に供さなければならない。

2 前項の選挙人名簿には、氏名及びその者の属する市町村農業委員会の名称その他必要な事項を記載しなければならない。

(投票区)

第三十一條 都道府県農業委員会の委員の選挙の投票区は、都道府県の選挙管理委員会が定め、これを告示する。

(開票区)

第三十二條 都道府県農業委員会の委員の選挙の開票区は、選挙区の区域による。

2 都道府県の選挙管理委員会は、特に必要があると認めるときは、選挙区の区域を分けて数開票区を設けることができる。

3 前項の場合には、都道府県の選挙管理委員会は、これを告示しなければならない。

(公職選挙法の準用)

第三十三條 公職選挙法第八條(特定地域に関する特例)、第十九條第二項(名簿の抄本の使用)、第二十二條第二項(名簿縦覧の場所の

告示)、第二十三條(異議の申立)、第二十四條(不服の申立)、第二十五條第二項但書名簿の修正)、第二十七條第三項(名簿調製期間等の決定)、第三十條選挙人名簿の再調製)、第三十三條第一項から第四項まで(一般選挙の期日)、第三十四條(その他の選挙の期日)、第六章(第四十條及び第五十七條第二項の規定を除く。)(投票、第七章(開票)、第八章(選挙会)、第八十六條第一項から第三項まで、第七項及び第八項(候補者の立候補の届出等)、第八十七條第一項(重複立候補の禁止)、第九十條(立候補のための公務員の退職)、第九十一條公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合)、第十章(第四十條の規定を除く。)(当選人、第一百十條(再選挙、第一百一十條議員の欠けた場合の通知)、第一百一十二條第一項、第五項及び第六項(議員の欠けた場合の繰上補充)、第一百一十三條補充選挙)、第一百一十五條第一項(合併選挙)、第一百一十六條(議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙)、第一百二十九條選挙運動の期間、第三百十條(選挙事務所の設置及び届出)、第三百三十一條第三項本文(選挙事務所の数)、第三百三十二條から第三百三十八條まで(選挙事務所の設置の制限、選挙事務関係者等の選挙運動の禁止、戸別訪問、第六百六十一條から第六百六十三條まで(個人演説会)、第六百六十六條(特定の建物及び施設における演説の禁止)、第六百七十八條選挙期日後のあいさつ行為の制限)、

第十五章(第二百四條、第二百八條、第二百九條及び第二百十二條の規定を除く。)(争訟)、第十六章(第二百三十五條第二項、第二百三十六條第二項、第二百四十三

條第一号から第九号まで、第二百四十四條、第二百四十六條から第二百五十條まで、第二百五十一條第二項及び第二百五十三條第一項

の規定を除く。)(罰則)並びに第二百七十二條第一項(施行に関する命令)の規定は、衆議院議員、参議院議員、教育委員会委員、地

方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除き、都道府県農業委員会委員の選挙について準用する。この場合

において、次表の上欄に掲げる同法の規定のうち同表下欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第十九條第二項	前項	農業委員会法第三十條第一項
第三十條第一項		
第三十七條第二項	市町村の選挙管理委員会	都道府県の選挙管理委員会
第三十八條第二項		
第六十一條第二項		
第七十一條		
第三十四條第二項但書	三分の二	それぞれ二分の一
第三十四條第三項	その選挙を必要とするに至つた選挙	その選挙を必要とするに至つた選挙又は農業委員会法第三十四條の解任の効力
第三十七條第二項及び第五項		
第六十一條第二項及び第五項	当該選挙の選挙権	市町村農業委員会委員の選挙権
第七十五條第三項及び第五項		
第三十八條第一項及び第二項	選挙人名簿	市町村農業委員会委員選挙人名簿
第六十二條第一項及び第十項		
第八十六條第二項		
第四十九條第一項第一号	投票区のある郡市の区域外(選挙に係るのある職務に従事する者にあつてはその属する投票区の区域外)	投票区の区域外
第四十九條第一項第二号	投票区のある郡市の区域外	
第六十二條第二項(第七十六條において準用する場合を含む。)	十人	五人

第六十八條第一項第二号	公職の候補者でない者	当該区分に属する委員の候補者でない者又は候補者でその属する区分と異なる区分に届出をしたもの
第八十七條(重複立候補の禁止、第八十八條(選挙事務関係者の立候補制限)若しくは第八十九條(公務員の立候補制限))	第八十七條(重複立候補の禁止、第八十八條(選挙事務関係者の立候補制限)若しくは第八十九條(公務員の立候補制限))	農業委員会法第二十七條第三項において準用する同法第十條第三項若しくは第四項若しくは国家公務員法第二百二條第二項
第八十六條第三項	その選挙における議員又は委員の定数	その選挙における委員の定数
第九十五條第一項第四号	当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)	その選挙における区分ごとの委員の定数
第一百條第一項	その選挙における議員若しくは委員の定数	
第九十條	前條	農業委員会法第二十八條第三項において準用する同法第十一條第三項又は第四項若しくは国家公務員法第二百二條第二項
第九十一條	第八十八條(選挙事務関係者の立候補制限)又は第八十九條(公務員の立候補制限)	
第九十五條第一項本文	各選挙	
第一百十條第一項	当該選挙	その選挙の各区分
第九十七條第二項	その選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき又はこれ	

第百十二條第一項	らの事由がその選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項《同点者の場合》の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるとき 、当該議員の選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書《法定得票数》の規定による得票者で当選人とならなかつた者があるとき又は当該議員の選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項《同点者の場合》の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるとき	生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき
第百條第一項	投票は、行わない。	当該区分の投票は、行わない。
第百十條第一項第二号 第百十三條第一項第四号	二人以上に達したとき。但し、議員の定数が一人である選挙区においては一人に達したとき。	それぞれ二分の一をこえるに至つたとき。
第百十條第二項第二号 第百十三條第二項第四号	地方公共団体の他の選挙	当該区分以外の区分の委員の選挙
第百十一條第一項第二号 第百二十四條第三項	地方公共団体の議会の議長	都道府県農業委員会の会長
第百十三條第一項本文	その議員の欠員の数が	その区分による委員の欠員の数が

第百十五條第一項第三号	同一の地方公共団体	当該都道府県農業委員会
第百十六條	議員又は当選人が	各区分を通じて委員又は当選人が
第百三十五條	第八十八條《立候補制限を受ける選挙事務関係者》に掲げる者	農業委員会法第二十七條第三項において準用する同法第十條第三項に掲げる者
第百六十一條第二項	必要な設備をしなければならぬ	その使用を許可しなければならぬ
第百四十一條第二号	第百三十五條	農業委員会法第三十三條において準用する第百三十五條
第百五十一條第一項 第百五十四條	本章に掲げる罪（第二百四十五條《選挙期日後の挨拶行為の制限違反》、第二百四十六條《選挙運動に関する収入及び支出の不正違反》、第二百四十八條《寄附の制限違反》及び第二百四十九條《寄附の勧誘、要求等の制限違反》の罪を除く。）	農業委員会法第三十三條において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十五條の罪を除く。）
第百五十二條第一項	本章に掲げる罪（第二百四十條《選挙事務所、休憩所等の制限違反》、第二百四十二條《選挙事務所設置の届出違反》、第二百四十四條《選挙運動に関する各種制限違反、その二》及び第二百四十五條《選挙期日後の挨拶行為の制限違反》の罪を除く。）	第十六章《農業委員会法その他の法律において準用する場合を含む。》に掲げる罪
第百七十二條第一項	この法律の実施	都道府県農業委員会の委員の選挙

（委員の解任の請求）

第三十四條 市町村農業委員会の委員の選挙権を有する者は、政令の

定めるところにより、その者の属する第八條第一項各号の区分に属し、その者同一の選挙区において

市町村農業委員会の委員の選挙権を有する者の二分の一以上の同意を得て、当該選挙区において選挙を

請求することができる。

2 第十六條第二項から第七項までの規定は、前項の場合に準用す

る。この場合において、同條第二項中「都道府県知事、市町村長及び市町村農業委員会の会長」とあるのは「都道府県知事」と、同條第二項及び第五項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と、同條第七項中並びに第二百二十條とあるのは「並びに第二百二十條」と読み替へるものとする。

(専門調査員)

第三十五條 第二十五條第三項に掲げる事項を調査審議するため特に必要があるときは、都道府県農業委員会に専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、都道府県農業委員会の請求により都道府県知事が任命する。

3 専門調査員は、非常勤とする。

(市町村農業委員会の規定の運用)

第三十六條 第十四條、第十五條、第十七條から第二十條まで、第二十一條第一項及び第二十二條の規定は、都道府県農業委員会に適用する。この場合において、第十四條及び第十九條中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、第二十條中「市町村」とあるのは「都道府県」と、同條中「委員」とあるのは「委員及び専門調査員」と、第二十一條第一項中「都道府県知事」とあるのは「農林大臣」と読み替へるものとする。

(市町村農業委員会代表者会議)

第三十七條 都道府県知事は、都道府県農業委員会の請求があつた場合において必要と認めるときは、そ

の定める区域について市町村農業委員会代表者会議を招集し、当該区域に係る第七條第三項又は第二十五條第三項に掲げる事項で都道府県農業委員会が必要と認めるものについて調査審議し、その意見を都道府県農業委員会に答申すべきことを求めることができる。

2 前項の代表者会議は、会長及び当該区域内の市町村農業委員会が委員会ごとに委員のうちから指名する代表者をもつて組織する。

3 会長は、都道府県知事が、その職員又は前項の代表者のうちから任命する。

4 前二項に定めるものの外、市町村農業委員会代表者会議の組織に關し必要な事項は、都道府県知事が、都道府県農業委員会の意見を聞いて定める。

第四章 會議

(會議の招集)

第三十八條 市町村農業委員会又は都道府県農業委員会(以下「委員会」という。)の會議は、会長が招集する。但し、市町村農業委員会の委員の一般選挙の後最初に行われる會議は、市町村長が招集する。

2 会長は、在任委員の三分の一以上の者から書面で會議に付議すべき事項を示して會議を招集すべき旨の要求があつたときは、會議を招集しなければならない。

(會議の成立)

第三十九條 委員会の會議は、都道府県農業委員会及び第八條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつては同項各号の区分に属する

在任委員のそれぞれ過半数、第九條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつては在任する選挙による委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 都道府県農業委員会及び第八條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつては、同項各号の区分の一に属する委員の全員が欠員となつた場合には、會議を開くことができない。

3 都道府県知事が第七條第一項に掲げる事項を處理させる緊急の必要があるとき、前二項の規定にかかわらず、委員会の會議を開くことができる。

(議決の方法)

第四十條 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(議事參與の制限)

第四十一條 委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に關する事項については、その議事に參與することができない。但し、その結果第三十九條の規定により委員会の會議を開くことができる場合において、都道府県知事が当該事項を處理させることを相当と認めたときは、この限りでない。

(小作官等の委員会への出席)

第四十二條 農林大臣又は都道府県知事は、小作官、大作主事その他の關係職員を委員会に出席させ、第七條第一項又は第二項に掲げる事項に關して意見を述べさせることができる。

(會議の公開)

第四十三條 委員会の會議は、公開する。

(議事録)

第四十四條 会長は、議事録を制作し、これを縦覧に供さなければならない。

(會議の規則)

第四十五條 委員会の會議に關する事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、委員会が定める。

第五章 雜則

(兼職の禁止)

第四十六條 市町村農業委員会の委員と都道府県農業委員会の委員とは、兼ねることができない。

(報告、調査等)

第四十七條 委員会は、その所掌事務を行うため必要があるときは、農地等の所有者、耕作者その他の關係人に對しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員若しくは書記に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員又は書記は、その身分を示す証票を携帯し、關係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第一項の規定による委員会の求めにより出頭した者に對しては、條例の定めるところにより、旅費

(公簿等の閲覧)

第四十八條 委員会の委員及び書記は、登記所又は市町村の事務所に對して、無償で、委員会の所掌事務を行うため必要な簿書の閲覧又は謄写を求めることができる。

(關係庁の協力)

第四十九條 農林大臣、都道府県知事及び市町村長は、委員会からその所掌事務に關して請求があつたときは、これに對し、助言を與え、資料を提示し、その他必要な協力をするように努めなければならない。

(議決の再議及び取消)

第五十條 都道府県知事は、委員会の議決(決定、裁定及び裁決を含む。以下本條において同じ。)が法令に違反し、又は著しく不当であるときは、理由を示してその再議を命ずることができる。但し、議決のあつた日から六十日を経過したときは、この限りでない。

2 前項の規定による市町村農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不当であるときは、都道府県知事は、都道府県農業委員会の議を経てこれを取消することができる。

3 第一項の規定による都道府県農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不当であるときは、都道府県知事は、農林大臣に對し、その取消を請求することができる。

4 第一項但書の規定は、前二項の場合に準用する。

5 農林大臣は、第三項の規定によ

る請求を受けた場合において当該請求を相当と認めるときは、その議決を取り消すことができる。但し、請求のあつた日から六十日を経過したときは、この限りでない。

(取消すべき処分の特例)

第五十一條 委員会は、第七條第一項に掲げる事項に関する処分の取消をしようとするときは、当該処分が取り消すべき処分であることについて、あらかじめ都道府県知事の承認を得なければならない。

(境界の変更の場合の特例)

第五十二條 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村の区域が、従前の市町村に設置された市町村農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該市町村農業委員会は、当該市町村の市町村農業委員会となつて存続する。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に從前置かれていた各市町村農業委員会の区域を区域としてそれぞれ市町村農業委員会が置かれるときは、従前の市町村農業委員会は、当該区域を区域とする市町村農業委員会となつて存続する。

3 前二項の場合においては、都道府県知事は、その旨を告示しなければならない。

(特別区等の特例)

第五十三條 この法律中市町村に關

する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法第五百五十五條第二項(区を設ける市)の市にあつては区に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合にこれを適用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際改正前の農地調整法第十七條ノ二第三項の規定により地区農地委員会の置かれていた市町村があるときは、当該市町村に、第三條第二項の規定により当該地区農地委員会の置かれていた区域を区域とする市町村農業委員会が置かれたものとみなす。

3 この法律の施行後最初に行われる市町村農業委員会及び都道府県農業委員会の選挙に關しては、自作農創設特別措置法施行令(昭和二十一年勅令第六百二十一号)第一條第三号及び第四号に掲げる事由は、第二條第三項第三号に掲げる事由とみなす。

4 前項の選挙により都道府県農業委員会が成立するまでは、第三條第四項中「都道府県農業委員会」とあるのは「都道府県農地委員会」と読み替へるものとする。

5 第三項の選挙に關しては、第八條第五項(第十二條第四項)において準用する場合を含む。及び第十條第一項第二号中「市町村農業委員会」とあるのは「市町村農地委員会(地区農地委員会を含む。)」と読み替へるものとする。

6 第三項の選挙の期日は、政令で定める。但し、その期日は、この

法律の公布の日から起算して市町村農業委員会にあつては五箇月、都道府県農業委員会にあつては六箇月以内でなければならない。

7 第三項の選挙に用いる市町村農業委員会委員選挙人名簿の調製、縦覧、修正の申立及び決定並びに確定に關する期日及び期間は、第十二條及び第十三條の規定にかかわらず、政令で定める。

8 昭和二十六年度においては、前項の選挙人名簿の外、第十二條の規定による市町村農業委員会委員選挙人名簿は、調製しない。

9 第十三條及び第三十三條において準用する公職選挙法第六十二條(同法第七十六條において準用する場合を含む。)に規定する立会人については、昭和二十七年三月三十一日までは、第十三條及び第三十三條の表の下欄中「五人」とあるのは「三人」と読み替へるものとする。

10 第三項の選挙により市町村農業委員会が成立する日(第三條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、同條第五項の公告の日)までは、第七條第三項の規定による市町村農業委員会の事務は、当該市町村の市町村農業調整委員会(地区農地調整委員会を含む。以下同じ)が行うものとし、第三項の選挙により都道府県農業委員会が成立する日までは、第二十五條第三項第一号及び第二号の規定による都道府県農業委員会の事務は、当該都道府県農業調整委員会が行うものとする。

11 食糧確保臨時措置法(昭和二十三年法律第八十二号)第十二條から第二十四條まで及び第二十七條並びにこれらに基く命令の規定は、市町村農業調整委員会又は都道府県農業調整委員会が前項の事務を行うため必要な範囲内において、同法附則第三項本文の規定にかかわらず、前項の日までなおその効力を有する。

12 第三項の選挙により市町村農業委員会又は都道府県農業委員会が成立する日の前日において市町村農地委員会(地区農地委員会を含む。若しくは市町村農業調整委員会の書記又は都道府県農地委員会若しくは都道府県農業調整委員会の書記である者は、市町村農業委員会又は都道府県農業委員会が成立した日に、それぞれ第二十二條第一項の規定により市町村農業委員会に置かれた書記又は第三十六條において準用する第二十二條第一項の規定により都道府県農業委員会に置かれた書記となる。

○農村政府委員 ただいま上程になりました農業委員会法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げたいと思ひます。

終戦後わが国の農村の民主化と、農業生産力発展の障害を除去いたすために、面的な農地改革が実施されまして、三百万戸を越える自作農家の創設が行われ、その事業もほぼ完成を見たのでありますが、真にこの事業の成果を確保するためには、わが国の農業生産力の発展及び農業経営の合理化を促進し、農民の地位の向上をはかります

ことが不可欠であると考えられております。このことは、單に農民のためのみでなく、国家百年のための緊急の計と存するのであります。そのため政府は、種々の方策を講じて参つたのであります。何が、何と申しまして、わが国農業の前途に横たはつてゐる幾多の問題を解決いたしますためには、まずもつて農民の積極的な意欲と主体性を持つた活動と協力がなければ、とうてい望み得ないと堅く信ずるものであります。従来の農業施策の実施の上において、最も欠如しておりましたものは、制度上の農民の自主性が重視されていなかった点ではなかつたかと思ひるのであります。

この欠陥を補うため、従来上から行われていた農業政策を地方の、——下からの農業政策に切りかえることが根本問題であらうと考えられるのであります。もちろん、地方における農業施策の主体といたしまして、都道府県、市町村という自治体があるわけでありまして、今後とも農業の指導助成の担当者であることには変わりはないのであります。が、施策の実効を十分に収めるためには、それが農民の意欲なり、希望と一致するものでなくてはならないのであります。そこで現在のような困難な事情のもとにある日本農業に、將來にわたつて繁榮をもたらすために、どうしても、農民の声を直接都道府県なり、市町村なりの行政の行政の上は反映させるための民主的な組織が必要であらうと考えられるのであります。

従来農民代表機關といたしまして、農地関係については、農地委員会、食糧供出及びこれに伴う農業計画関係に

ついでには農業調整委員会が、法制上の機関として設置され、農業技術改良関係については別に行政措置によつて農業改良委員会が置かれていたのでありまして、それら民主的な農民代表機関として、積極的な活動を行い、その成果もきわめて大きいものがあつたのであります。時の経過とともに所掌事務の性質なり分量が相当かわつて来ております。その範囲がそれら限定され、相互に関連性を持ちませんため、全体としてこれに再検討を加へ、農業経営全体のための総合的な農民代表機関としての実をあげ得るよう組織の簡素化をはかり、かつ機能の上に総合性を與へ、真に民主的に農民全体のための組織として、再組織することが切実に望まれるわけでありました。これが本法律案を提案いたしましたし根本的な趣旨であります。

以下本法律案の主な内容について概略御説明申し上げます。まず第一に、本法律案は、農業委員会に関する組織法であるということであり、すなわち農業委員会は、耕作の業務を営む農民が、民主主義の原則に従つて組織し、運営する農民の代表機関でありまして、農村における自作層、小作層の意見が公平に代表されるように、原則として階層選挙によるものとし、選挙権、被選挙権を市町村に住所を有する成年農民に平等に與へ、かつ選挙農民によるリコール制度を設けたのであります。

第二に、農業委員会は、農業全般に関する事項をその所掌事務といたしておることです。すなわち農業委員会は、執行機関として、自作農の創設維持、農地等の利用関係の調整、土

地の改良、交換分合に関する事務及び小作調停に関する勧解等処理するほか、諮問機関として、土地の開発、改良保全その他土地の生産條件の整備、農業技術の改良、その他農業生産に関する事項、農畜産物の加工流通に関する事項、その他農業振興のために必要な事項についての総合計画の樹立及びその実施について、地方公共団体の長に建議したり、諮問に應じたりするのであります。なお主食の統制との関係におきましては、別途提案を予定しております。食糧の政府買入数量の指示に関する法律案によつて食糧管理手続の整備を行い、農業委員会を供出割当に関する諮問機関とする方針であります。

第三に、農業委員会は、農民の民主的な代表機関でありますので、その自主性を尊重いたしますため、行政の監督は、極力排除いたしましたことであり、また、農業委員会が執行機関として、処理する自作農創設維持及び農地関係の調整に関する事項につきましては、事の性質上全然その自治に放任するわけには参りませんので、この事項に限つて行政の監督権限を留保いたしてあるのであります。

第四に、農業委員会に要する経費は、原則として、これを国の負担といたしたことであります。農業委員会が、地方公共団体の機関であり、従いまして、委員なり、書記も身分的に地方公務員であることは、言うまでもないのであります。またその所掌事務につきましても、さきに申し上げました通り、国の事務と考えられるものばかりでなく、地方公共団体の事務と考えられるものもその所掌事務といたして

いるのであります。政府といたしまして、行政事務及び財源の再配分について、まだ方針が確定いたしておりませんので、従来の農地委員会や、農業調整委員会の例によりまして、農業委員会に要する経費は、原則として、国の負担といたしたのであります。

以上が本法律案の内容の概要であります。何が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことを切望いたします次第であります。

○千賀委員長 本案に対する質疑は次会よりこれを行うことにいたします。

○千賀委員長 これより農業災害補償法第十二条第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案を議題といたし、審議を進めます。前会に引続きまして質疑を行います。——他に御質疑はないようでございますが、これをもつて質疑を終局したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千賀委員長 御異議なしと認め、これより本案に対する討論に入ります。通告がありますのでこれを許します。山口武秀君。

○山口(武)委員 私はこの改正法案に對しまして、共産党を代表いたしまして條件付の賛成をいたすものであります。條件付の賛成というものであります。これはこの改正法案における限られた措置について賛成をするというのであります。従いまして、さらに明らかにいたしますならば、災害補償法そのものにつきまして私たちは賛成はしていません。それから今回の改正にありまして、このような改正の態度そのものに對しては賛成できないのであ

ります。改正するといひます。ならば、もつと根本的に考えるべき問題があつたはずであります。きわめて簡単に申しますと、二つの問題といたしましては、こうした改正措置を毎年講じているということでありまして、それが、どうであるといひますならば、これは本法を根本的に改正する必要があるのではないかと。その点につきまして、現在の消費者大衆の負担金の問題であります。これは消費者大衆の負担金といふことを考へて行く場合に、その生活が現在問題にされてゐるわけでありまして、少くとも現在の消費者の大衆の生活の水準といふものは、今後悪化するものと、向上する見込みはまず持てないものでありますから、どうしても恒久的なものに考へ直す必要があるだろう。

さらにこの災害補償法そのものの問題であります。これにつきましては、日本の農業に對する認識といふものをさらに明確にする必要があるのではないだろうか。その観点から問題を考へる必要があるのではないだろうか。それは簡単に申しますならば、農業といふものを、一般の企業と同じように見られては困るのだといふことです。この災害補償法によりまして、不慮の事故に對してこれを救済して、農家の経済を安定させるというのを言われておられますが、このように農家の経済の安定といふような言葉を軽々しく使つてはいたしたくないのだ。不慮の災害といふことを救済するくらいで、農家の生活が安定できるような状態ではないのだ。これを根本的な問題として考へ直す必要があるわけではないか。しかもこの問題につきましては、終戦後農業経営そのもの、農民の地位そのもの

の問題になりまして、何回か農民解放といふことが騒がれて来たのであります。しかし現在の段階におきましては、これが全面的に否定される運命に遭遇してゐるのではないだろうか。こうした問題になつて来る。さらに現在の供出価格政策であります。この供出価格政策といふもの、さらに現在の農民大衆の背負つてゐる重税の問題、こうした問題を考えて来る。ときに、農業経済の逼迫といふものが大きな問題となつてゐることはもちろん明白なことでありまして、こうした農業経営の実態といふものを見た場合には、これは現在の農業を企業として見た場合に、單に不慮の災害を救済するといふようなことで、しかもその被害の半額を救済するといふようなことで、問題は処理されはしないのだ。普通の状態においても農業経済は破綻しておる。不慮の災害を受けた場合には、これは経営の内容的に見れば破綻する状態にまで迫り込まれておる。こうした点を考へた場合には、これは全額救済の方法を講じられなくてはならない。それから現在の状況を見た場合に、農家の負担金といふ問題につきましても、金額国庫負担の必要もあるだろう。なぜかと申しますならば、現在の農業経済の逼迫といふ問題は、これは全部政府に責任があるからである。こうしたことを考へました場合に、当然この問題が考慮されていはずだ。しかも今回の改正案におきましては、きわめて一部分的なものしか取上げておられませんし、根本的な態度といふものが示されてゐない。災害が起るといふものが、災害の問題につきましては、政府の災害復旧の対策が根本的に

のが問題になりまして、何回か農民解放といふことが騒がれて来たのであります。しかし現在の段階におきましては、これが全面的に否定される運命に遭遇してゐるのではないだろうか。こうした問題になつて来る。さらに現在の供出価格政策であります。この供出価格政策といふもの、さらに現在の農民大衆の背負つてゐる重税の問題、こうした問題を考えて来る。ときに、農業経済の逼迫といふものが大きな問題となつてゐることはもちろん明白なことでありまして、こうした農業経営の実態といふものを見た場合には、これは現在の農業を企業として見た場合に、單に不慮の災害を救済するといふようなことで、しかもその被害の半額を救済するといふようなことで、問題は処理されはしないのだ。普通の状態においても農業経済は破綻しておる。不慮の災害を受けた場合には、これは経営の内容的に見れば破綻する状態にまで迫り込まれておる。こうした点を考へた場合には、これは全額救済の方法を講じられなくてはならない。それから現在の状況を見た場合に、農家の負担金といふ問題につきましても、金額国庫負担の必要もあるだろう。なぜかと申しますならば、現在の農業経済の逼迫といふ問題は、これは全部政府に責任があるからである。こうしたことを考へました場合に、当然この問題が考慮されていはずだ。しかも今回の改正案におきましては、きわめて一部分的なものしか取上げておられませんし、根本的な態度といふものが示されてゐない。災害が起るといふものが、災害の問題につきましては、政府の災害復旧の対策が根本的に

進められていないために災害の問題が出て来るのであろう。こういう問題を考へてみた場合にも、当然政府に責任があるはずだ。もつと基本的な考えられなくてはならぬはずだ。しかも農業経済をこういうような逼迫した状況に追い込んでおきまして、これに対する支出金がないというようなことは言えないだろう。ずいぶん政府はかつてなことをやつてのだから。こんなに農家の経済が逼迫して、税金が納められなくなつて、農民が将来騒ぐようになるということを想定して、あるいは警察予備隊で税金の取立てをやるといふような想定も政府の中にあるのだから。これは農民を扱う場合に、本末転倒した政策である。これまでの封建的な、農民に対する支配政策と同じ精神でどこまでも貫いてゐるのだ。これはわれ／＼として、とうてい了承できない問題である。それから昨年度におきましてわれ／＼が感じておりましたのは、政府は外国の食糧をどん／＼輸入されるというような政策をとりまして、そのためにむしろ国内の減産政策をやつたのではないか。少くとも政府の予算面に現われた結果から見ると、国内の食糧の減産政策をとつた。ところがアメリカが軍備拡張を始めた。そういう状況のもとにおいて、食糧事情がより逼迫して来るというやうな事情におきまして、政府は何を好んでか中共との貿易を禁止して、大豆の輸入を入れたいというやうなばか／＼しい政策をとり出した。これは一体だれの利益になるのか。大豆は今度は一割増産運動だ。これは農民の側からいへば、ばかにするのでもいいかげんにしろというやうなことになつて来ます。この

ようにして、政府はかつてに農業政策というものを、何らその安定を考慮せずにもてあそんでゐるのだ、こう言われてもやむを得ないのだ。そういうやうな場合におきまして、私はさらに政府の責任というものがもつと明確にされる必要があると思う。政府が責任を明確にしないならば、われ／＼は少くもこれを強く要求する権利がある。農民の代表として当然なのだ。しかも現実の災害補償の状況を見ますと、被害を共済団体が負担したことに対して、政府の評価は常に低いのだ。政府の予算に無理に合せようと思つて、災害の評価を低くしてゐるというやうな場合も出ておる。こういうやうな現在の農業災害補償法の精神をも否定するやうなことが事実行われておる。こういうやうな問題に当面しておることに、この法案はもつと根本的に考え直す必要があるのじやないか。理論的にそうであるばかりでなく、現実の農家の経済の逼迫という問題が、事実の問題としてこれを要求しておるのだ、こういう立場を私たちは明確にいたしまして、今回限られた措置としてこの改正法案に対して、まずやむを得ず賛成をしておくものであります。

○千賀委員長 これにて討論は終局いたしました。

〔総員起立〕

○千賀委員長 起立総員。よつて本案は原案通り可決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。本案に対する委員会報告書の作成につきまして

は、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千賀委員長 御異議なしと認め、さう決しました。

○千賀委員長 なおこの際お諮りをいたします。吉川君より農林公共事業小委員を辞任したいとの申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千賀委員長 御異議なしと認めます。

なお先般山口武秀君が一時委員を辞任されましたので、同じく農林公共事業小委員が欠員となつております。よつてこの際吉川君、山口君の補欠を委員長において指名したいと思ひますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千賀委員長 御異議なしと認めます。坂口主税君、山口武秀君、御兩名を御指名いたします。

明日は午後一時から開会することにしたしまして今日はこれをもつて散会いたします。

午後二時四十三分散会

〔参照〕

農業災害補償法第十二條第三條の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年三月七日印刷

昭和二十六年三月八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所